登企第 101 号 平成20年10月24日

登別市市民自治推進委員会 会長 田 中 寛 志 様

登別市長 小笠原 春一

登別市立図書館に関する提言について(回答)

秋冷の候、貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 また、日頃より当市行政活動の推進につきましてご協力いただきありがとうござ います。

さて、平成20年4月28日付 「登別市立図書館に関する提言」について、ご 提言いただいた内容を真摯に受け止め、検討させていただいた結果を次のとおり回 答させていただきます。

記

1 登別市市民自治推進委員会からの提言に対する検討結果について 別紙のとおり

【担当】

総務部企画グループ Tel 0143 - 85 - 1122 fax 0143 - 85 - 1108

登別市市民自治推進委員会からの提言に対する検討結果について

登別市立図書館に関する提言(図書館建設案作成への市民参加、合意形成の 仕組みづくり)について、次のとおり報告します。

記

現行の図書館は、バリアフリーの対応、図書資料の拡充、駐車場の確保などの課題があるため、平成 19 年度において、別館の建設を計画しましたが、予定していた国の補助金が採択されず、また今後においても採択の見込みがないことから、この計画を断念しました。

当市の厳しい財政状況の下、当分の間、新図書館の建設は困難と考えております。

なお、社会情勢の変化などにより、将来的に新図書館の建設を検討する際には、ご提言も踏まえ適切に対応してまいります。また、図書館の運営に関する 見直しについては、次のとおり考えております。

(1)登別市立図書館条例の見直しについて(司書資格の館長の配置)

文部科学省が設置する図書館の在り方検討協力者会議の報告(平成 18 年3月)において、図書館長の役割が示されております。

その役割としては、社会や地域の中で図書館が持つ意義や果たすべき 役割を十分認識し、その実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を 行うことが必要とされております。

基本的には、これらの役割を果たすことができる人材で、かつ司書資格を有した館長の配置が望ましいものと考えておりますので、今後、人材確保のあり方なども検討し、適任者の配置に努めてまいります。

(2)登別市立図書館規則の見直しについて(開館時間の延長)

開館時間の延長については、平成 19 年 1 月からの試行を経て、平成 20 年 4 月から本格的に毎週木曜日を 1 時間 30 分延長し、午後 7 時 30 分まで開館しております。

今後も利用者からの意見を聞きながら、サービスの充実に努めてまいります。

(3) 複写業務要綱の見直しについて(コピー料金の見直し)

コピー料金の見直しについては、登別市立図書館協議会においても、 サービスの向上策として議論されてきたことから、平成 20 年 11 月 1 日 よりコピー料金 1 枚 20 円を 10 円にいたします。